	2　設備量の算定 ⑴　共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア　共用収容ルータ１Ｇインタフェース数（メタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ対向１Ｇポート数、ＯＬＴ対向１Ｇポート数及びＡＤＳＬ地域ＩＰ１Ｇポート数の合計）を共用収容ルータ１Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ１Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大１Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ　共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数（共用収容ルータＣＷＤＭ（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向１０Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータ共用コアルータ対向１０Ｇポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ１０Ｇボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り１０Ｇインタフェース数を減じたもので除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ１０Ｇボード数とし、これを共用収容ルータ１ユニット当たり最大１０Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ　アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域の合計を共用収容ルータの最繁時帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ　アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時パケット数の合計を共用収容ルータの最繁時パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑵　⑴アのメタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ対向１Ｇポート数冗長化考慮したものをメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数とする。 ⑶　⑴アの共用収容ルータ１Ｇボード数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比及びポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とする。 ⑷　⑴イの共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数とする。 ⑸　⑴イの共用収容ルータ１０Ｇボード数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１０Ｇボード数とし、データ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇボード数とする。 ⑹　⑴の共用収容ルータユニット数冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。 局ごと共用収容ルータ投資額 ＝メタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇボード数×共用収容ルータ１０Ｇボード単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数×共用収容ルータ１０Ｇインタフェース単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数×共用収容ルータ１Ｇボード単価 ＋メタルＩＰ音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数×共用収容ルータ１Ｇインタフェース単価
メタル回線収容装置	1　設備量の算定 ⑴　収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード１枚当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。 ⑵　⑴のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置１ユニット当たり最大収容スロット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。 2　投資額の算定